

北の 産業保健

No.28

2005.秋

HOKKAIDO



独立行政法人
労働者健康福祉機構

北海道産業保健推進センター

産業医共同選任事業

小規模事業場産業保健活動支援促進助成金のご案内



●支給対象となる事業者

産業医の要件を備えた医師を共同して選任し、当該医師に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる一定の要件を満たす小規模事業場の事業者が助成金の支給対象となります。

●支給申請時期

助成金の支給申請時期は、毎年4月から6月末までと10月末です。

【詳しくは当センターあてお問い合わせください】

小規模事業場産業保健活動支援促進助成金は、常時50人未満の労働者を使用する小規模事業場の事業者が、産業医の要件を備えた医師を共同して選任し、当該医師から提供される産業保健サービスを受けて実施する産業保健活動により、労働者の健康管理等を促進することを奨励するために支給されます。

●助成金の支給額

助成金は、1の事業年度につき小規模事業場の規模に応じて1事業場当たり次の額が支給されます。

小規模事業場の区分	金額
常時使用する労働者数が30人以上50人未満の小規模事業場	83,400円
常時使用する労働者数が10人以上30人未満の小規模事業場	67,400円
常時使用する労働者数が10人未満の小規模事業場	55,400円

ただし、その医師を共同して選任するのに要した費用の額が上記の金額を下回る場合は、当該医師を選任するのに要した費用の額が支給されます。

※「常時使用する労働者数」とは、労働保険概算・確定保険料申告書等による助成金申請の前年度の1か月平均使用労働者数とします。

●助成金が支給される期間

助成金は、3ヶ年度を限度として支給されますが、2年度目、3年度目についても、継続のための支給申請が必要です。

北海道産業保健推進センター情報誌(季刊)

CONTENTS 「北の産業保健」第28号

巻頭言

『従順な服従者』 三宅 浩次……………1

『低周波について』 山村 晃太郎……………2

『心をつなげば…』 後藤 啓一……………6

『生活習慣と健康意識に関する調査研究』……………8

『北海道労働衛生史メモ(追録)』 古屋 統……………10

北海道労働局からのお知らせ……………15

産業医部会からのお知らせ……………18

地域産業保健センター便り……………20

地域産業保健センター相談日ご案内……………22

研修会・講習会・セミナーのご案内……………25

従順な服従者

北海道産業保健推進センター 所長 三宅 浩次



ハメルンの笛吹きという童話がある。笛吹き男が吹く笛の音につられて付いて行った子どもたちが、どこかに連れ去られてしまった。また、別の童話で利口な少年が先頭の羊をもらって、他の羊も続き、全部もらってしまったというのがある。

われわれは、一人のリーダーのもと、羊のように意外なくらい従順に従うものなのである。たとえ、そのリーダーが悪人であっても。

ナチス・ドイツの時代、ヒットラーという強力なリーダーが現れ、勤勉なドイツ国民を率いて、近隣の国々にを支配していった。このときのユダヤ人大虐殺に普通の人間が平然として加わっている。ユダヤ人収容所で使われたガス殺は、ハイデルベルクに集まった当時一流の精神科医たちによって障害者を抹殺する方法として編み出されたものであった。なぜこのような普通の人たち、さらに知的に優れているはずの指導者までもが、残酷な行為にやすやすと従うことになったのか。

エール大学のスタンリー・ミルグラムが行った実験は、上記の問題について一つの回答を与えている。エール大学の被験者募集の広告「記憶研究のための人員を求む」を見て参加した人たちが、実験室に招かれる。くじ引きで一人が教師役、もう一人が生徒役になる。教師の前には電気ショック装置があり、生徒が解答を間違えると電気ショックのスイッチを押す。間違えるたびに電気ショックの電圧を上げるように実験者から指示される。電圧が上がると生徒は悲鳴をあげ、止めてくれと

叫ぶが、実験者は構わず続行を指示する。なんと教師役の65パーセントが最高レベルまでショックを与え続けたのである。実は、この実験の生徒役は最初から仕組まれているサクラで、実際には電気ショックもなく演技をしていた。実験後、参加した教師役には本当のことが説明されている。

この有名な一連の実験は、大きな反響を呼んだ。実験の倫理性についての議論も多かったが、なにより予想（実験前に精神科医たちは最高レベルまで上げる被験者はほとんどありえない）をはるかに超える被験者（教師役）の従順な服従に人間心理の怖さを教えられたのである（ミルグラム：服従の心理、河出書房新社、その後の反響については、アイゼンク：マインドウオッチング、新潮選書）。

ナチ裁判で、被告アイヒマンが、自分は単にドイツ帝国の命令に従った「無力な歯車」に過ぎないと弁明した。戦場で敵方を殺した兵士の心理にも通じよう。宗教の一部にも眉を顰めざるを得ない指導者に従う信者がいる。そして、会社のためといって悪いこととは知りながら働いているサラリーマンも、同じ穴のムジナかもしれない。

大きな組織を動かすリーダーには特に大きな責任がある。そして、たとえ少ない部下であっても人の上に立つ人には、それなりの責任がある。無理をいっても結構部下が働くものだと思っている人は、それが正しいことか考えてみよう。



低周波について

(Infrasound、Inf)

山村 晃太郎 旭川医科大学名誉教授
(北海道産業保健推進センター相談員)

1、低周波(Infrasound、Inf)について――

人間の聴覚は媒体中である物体の振動数が20Hz～20kHzである場合に音として聞こえる。この際の音波の波長は空気中で17mから1.7cmに至る。この場合、周波数上限の音は次第に聞こえ方が悪くなってくる。この周波数下限の音も同様である。

この可聴音の他に、近時可聴音周波数以下の音波によって、軽い圧迫感かめまい等の平衡機能に及ぼす影響等が報告されるに及んで、これらの影響を従来からある騒音問題と別にして、Inter-Noise73でこのInfを周波数0.1Hzから20Hzまでの周波数によるものと、一応取り決めたのである。

このInfが登場したのは1966年英ブリストルで、コンコルド機のエンジンテスト時にそこから数百ヤード離れたよく遮断された製図室の中で、製図工が何かしら心身に不快感を感じ、仕事がかどらないと言うので、不審に思い、調べたところ8Hzで高い音圧のいわゆるInfが見出された。また高速道路で運転中のドライバーに、体が浮く様な感じや視野がぼやけるといった軽い平衡機能の障害がみられ、あたかもアルコールの酩酊時の様であった。調べたところ車内(時速60マイル)の騒音は16Hzにピークを有する(112dB)

Infが見出された。

調べてみると身近な所にInfが見出され、このInfは次第に世間の注目を浴びるようになった。

しかし、本邦では高音圧のInf自体の影響というより、Infと可聴域の中での低周波の混合した音がInfの実態で、これが生体に種々の不快感や生理的影響を与えることが知られるようになった。

2、Infの影響・障害

Infの影響は、これを3大別すると以下の如く整理される。

①生理的被害

頭痛、吐気、めまい、耳鳴等自律神経系か前庭系の失調

②心理的被害

いろいろ、思考妨害等いわゆる煩さと睡眠妨害

③物的妨害

窓ガラスのガタガタ音、瓦がずれる、壁が落ちる等の被害

等がみられる。

これらのInfは聞こえない筈であるが、高音圧になると聴取できる。しかしこれは聴取

できるというよりは、感ずるといった方が早い。これはInfそのものではなく、その倍音つまりHarmonicsが聴取されるためと考えられている。

Infの一般生理作用を表1に示す。Evansは、5～15HzのInfで、曝露音圧が125～137.5dBでは色々な不快感を感ずるという。

表1 Infの一般生理作用

- ①鼓膜の運動感
- ②中耳の痛み
- ③会話の困難や発生の変調
- ④ひどい腹壁の振動感
- ⑤墜落してゆく感じ
- ⑥注意力の散漫とねむけ
- ⑦耳鳴り
- ⑧曝露後の疲労感と頭痛

でありさらに15～20Hzで125～137.5dBのInfの曝露では

- ①ひどい中耳の痛み
- ②呼吸困難—喉がつかえた感じ。1例ではとまらない咳にまで発展
- ③鼻腔の振動感
- ④頑固な流涙
- ⑤耳鳴り
- ⑥被爆者全員が過剰な発汗と震えを伴う恐怖感を体験、これは次の曝露では減少
- ⑦曝露後の疲労感と頭痛
- ⑧2例（女性）皮膚の充血

ここで本邦で実際に存在するInfによる被害として取り上げられているものは、より低音圧のInfであり、また可聴域の騒音も含んだものであった。これに対して環境省は、より実態に近い影響の研究に重点を置いて研究を委託した。

これによると、人で曝露時間が1分前後の

短時間で、数Hzから50Hzで60～110dBの範囲のInf曝露では、心拍数の減少、呼吸数の軽度の減少等がみられ、また10～20Hzで90dBを超えるInf曝露で脳波の α 波の減少がみられたという。

3、Infの許容基準

Infは既に述べたように、知覚閾値のあいまいさ、個体差、また共存する低周波騒音の取扱い方法等、まだまだ議論は多い。

図1に各種建具のガタツキはじまるレベルを提示した。音圧が70dB以下であれば、この心配はないという。

また図2にInfによる各種知覚閾値を示した。

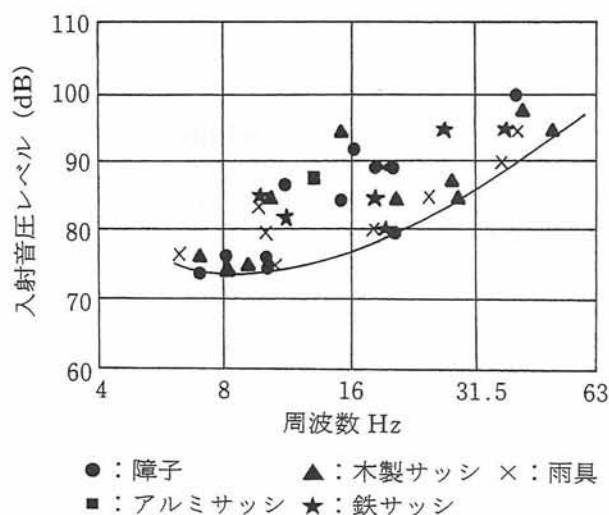


図1 各種構造のガタツキの始まるレベル

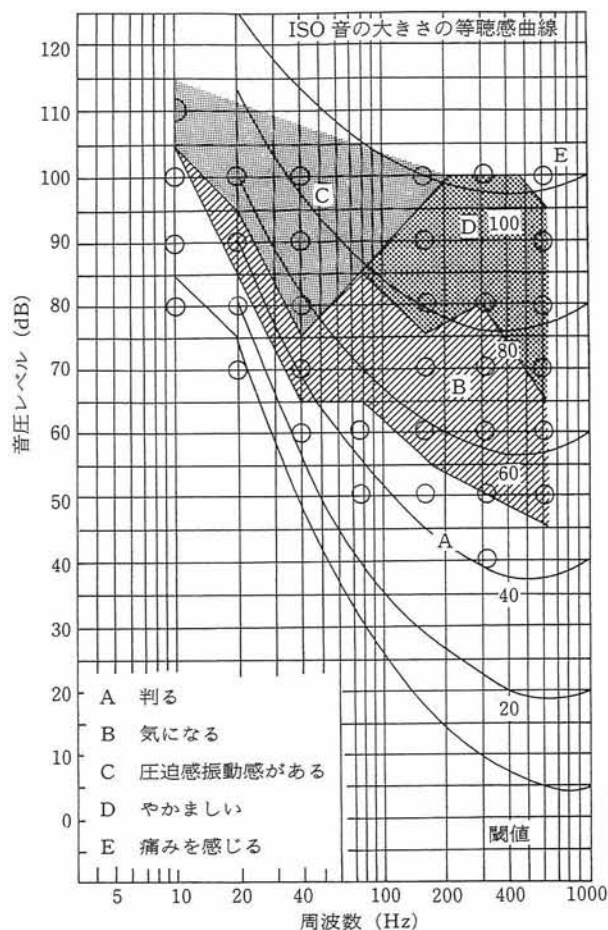


図2 低周波空気振動の知覚閾値案
(石井その他)

4、対策

Infに対する対策は、一般騒音のそれとは異なり耳栓、イヤーマフ等はあまり効果がない。つまりInfは可聴音に比し、音波の波長が長く、距離減衰も弱く、また遮音効果も小さい。つまり発生源対策が重要となる。Infを発生する大型機械のInf発生機構部位の改善か機械自体に防音装置をつけるなどの方法を用いることである。

なおInf測定には、通常の騒音計では計測出来ず、やや特殊な騒音計を必要とする。

(A) 現代労働衛生ハンドブック.PP.416-423.労働科学研究所による

前原らは、動物実験（モルモット）で低周波音（モルモットに対する）の115dB、46.5時間の曝露において、蝸牛有毛細胞のchilliaにおけるionexchangerの機能の低下をもたらす結果、内外リンパ液間のイオンの拡散に支障を生じ、Ep電位減少をもたらすと推測された。CMの形の不整形を除けば、強大な可聴音曝露と同様であった。

(B) (現代労働衛生ハンドブック増補改訂第2, 三浦豊彦他1994, 労働科学研究所, 低周波PP.80-81による)

43地方公共団体等で行われた全国実態調査報告（43地方公共団体報告）データを整理報告したものである。

これによればInfrasoundと現在言われているものの中には、人工によって発生するのは非可聴周波数と可聴周波数下限の周波数に亘る範囲のことが多い。

これは心身に及ぼす影響はかなり認められる。つまり音というより圧迫感等の感覚を感じるといふ。図3と図4にこれを示す。この外に戸のガタツキ等のケースも認められる。最近の低周波音問題はこのような被害を訴えることが多い。

(C) 低周波音の全国調査研究報告 平成14年6月
(環境省環境管理局大気生活環境室)

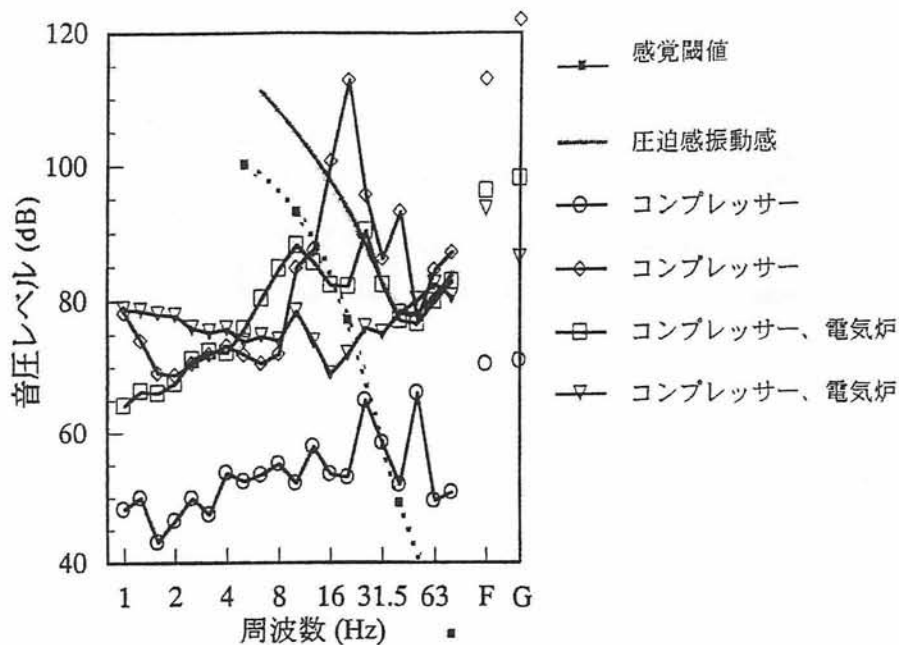


図3 発生源近傍における低周波音の周波数特性

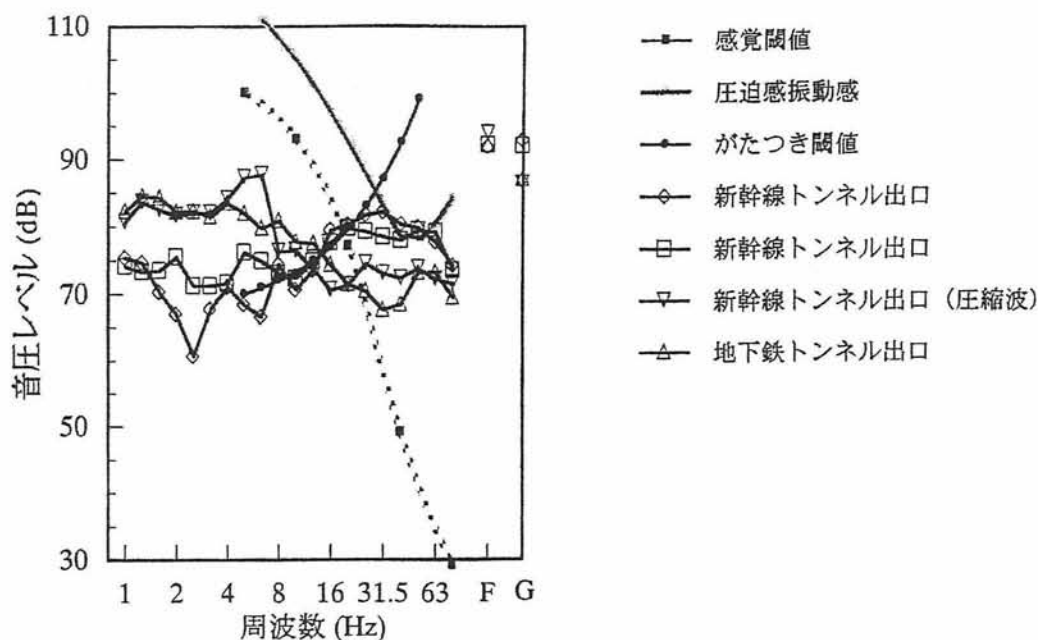


図4 生活環境における低周波音の周波数特性

終わりに

Infrasound (Inf) が初めて登場した時は人に対して、圧迫感や不快感等を与え聴覚以外の感覚として20Hz以下の音を超低周波音として取り上げられた。しかし、その後この超低周波音は工場その他で、そんなに多いものではなく、むしろ可聴域の周波数

の音も混合して存在していることの方がはるかに多いことが色々と報告されるようになった。

そこで現在は、超低周波音に20Hzから80Hzに亘る可聴域限界の音波も加え、合わせて低周波音と呼んでいる。



若い世代との共生関係を 生み出す知恵はないものか(3)

後藤 啓一

北海学園大学名誉教授(産業心理学)
(北海道産業保健推進センター相談員)

団塊ジュニアは昭和45年から50年生まれの世代である。父親世代(団塊世代)はいわゆるバブル最盛期を体験しているが、彼らの子供たち(団塊ジュニア世代)が社会に出た時は、すでにバブルは終息しており、しかもジュニアたちは、学校において画一教育の洗礼をうけ、未来に希望も展望も持てず夢もなく、いわゆるシラケ世代と言われた。何事も一途に考えることなく、むきになって議論もせず、ただ自分のしたいことに熱中する。父親世代が「勉強に励んで学校を卒業して、きちんとした職場に就職し、子供を二人産んで、郊外にマイホームを持つ」という共通した夢(ジャパニーズ・ドリーム)を持っていたが、団塊ジュニアたちは夢を育む時代にバブルが崩壊、先の見通しもなく、就職のときは「氷河期」を体験し、しかも企業では年功序列・終身雇用制度が崩れていくのを見る世代である。このような先行き暗い時代に青春を生きる団塊ジュニアの行動心理にはいくつかの特徴がある。小・中学校で受けた画一教育

は、いわば大量規格型生産方式であるために、父親たちのような人生の理想が持てず、自分で理想を創り出す訓練も受けていない。その結果、個々人の欲求の現れ方にもバラツキが起きる。この欲求の格差が「勝ち組」「負け組」の発想につながる。団塊ジュニアの行動心理の背景には、他人とのかかわりを成長の糧とする学習体験が不足しているために、「自己と他者」のかかわり枠組みが欠落すれば、仲間との関係よりも自分のことを最優先しなければ不安という心理が生じる。ましてや分からない未来のためにじっと現在を耐えるという我慢の構図ではなく、ただただ現在の欲求を重視する感覚を強化する。夢も持てないから自分の人生も規格化しない。ひょっとすると、この感覚が子を産もうともしない結果を生んだのではないか。団塊サードたちの少子化の原因の一端にも通じる要因かも知れない。未来を見据えた夢には見向きもせず、むしろそんなことは「かっこ悪い」と敬遠する。「今の自分」を重視する心理は、現在を

有利に生き抜く個人間の競争原理ともなり、個人間の欲求格差はますます拡大する。力あるものが優位に立てるという因果関係は、たとえばイチローのようにアメリカ・メジャーリーグの世界に飛び出し、自己の野球実力を実現しようとするし、ホリエモンのような激しい経営感覚をもって経済界を驚かせるという現実を生んだのではないか。競争原理から外れたものは、フリーターやニートとなつて未来よりも現在にしがみつこうとする結果となる。ホリエモンたちが投げかけた「オーバー・フォーティは経営を去れ」という檄は、「ビトウイーン世代」、つまり昭和39年の東京オリンピック前後から45年の万博までの間に生まれた世代で、彼らが成人となった昭和60年時代前後にマスコミが「異星人」「新人類」と呼んだ世代に向けて投げかけられたものである。ビトウイーン世代を代表するスポーツ選手をあげると、プロ野球選手会代表の古田敦也氏(40年生まれ)や大リーグで日本人の格を上げた野茂英雄氏(43年生まれ)、Jリー

グ草創期のヒーロー・三浦知良氏（42年生まれ）などを挙げることができる。スポーツ選手はそれなりに実力で自己存在証明出来るが、ビジネスの世界ではどうだろう。職場における彼らの特徴は「古い権威を認めず、さりとて逆らわず」と指摘されている。彼らはもはや新人類ではなく、それなりに40代の落ち着きと順応性を身につけてきていると言われるが、団塊ジュニアたちから「職場をつまらなくする人種」と悪態をつけられる一面もある。前号でも触れたことだが、彼らは新人類と注目を浴びた20代の時のセンス溢れた新しい感覚をもった人種であった筈が、団塊ジュニアたちから見れば、現在では組織原理の前に無力化した人種、既得権益にしがみついた存在としてみえるようである。自分たちにとっては無用の存在とすら思っているかのようである。大学のインターンシップ制度で、企業実習を体験したある学生の述べた言葉が妙に気になった。（注：企業と文部科学省はインターンシップと呼ばれる実習制度を積極的に勧めている。大学に在学しているうちに、一定期間企業などで就業体験を積み、職業意識を高め、自らの適性を知ってもらうための制度である）このインターンシップを経験したある学生は大学へのレポートでは、大半は“大いに勉強になりました”“企業の厳しさを実感しました”など、アルバイトとは違う体験に企業への関心が高まり、就業意欲を強化できて制度の運用がうまくマッチングして

いるようにみえた。しかし企業の側のホンネとして「忙しい時に学生の指導をするのは大変な負担」といった苦情が出ていると言う。気になった学生の言葉というのは、「こういう仕事をやるのかと思ったら、就職するのが不安になりました」である。さらに「実習学生だと思って横柄な口調で平気で仕事を押し付けるのですからね」この学生は就職活動を断念しフリーターとなった。学生側のホンネの声である。企業が制度を受け入れ、学生も職業教育の一環として参加している筈なのに、なぜこのようなミスマッチが裏側で起きているのか。社会学者・玄田有史氏の「仕事のなかの曖昧な不安」（中央公論社）は、若者が働く事に対してもつ不安を「ハッキリとした不安」と「曖昧な不安」に分類している。「ハッキリとした不安」は失業、競争の激化、技術革命の脅威などが原因となって生まれる不安である。ところが「曖昧な不安」のほうは何が原因なのかよく分からないと言う。「フリーターや転職者の増加の原因は、働く意欲が低下したものではなく、こだわりを持てる、自分の未来や成長を感じられる、自分に誇りを持てる仕事に出会える機会が、一握りの人々に限定される傾向が強まっている」という仕事格差の問題と指摘するが、玄田氏の指摘に賛成だが、私は違った視点で考えてみたい。働く意識のなかには心理的に「自己確認」と「自己拡大」の機会充足の要因が関与している。仕事をしていく過程で体得す

る「やりがい」は仕事そのものの価値にも由来するが、何のための仕事なのかを身をもって教え込む先輩や上司の存在の不在、つまり「かわり体験」が欠けているために、働く意義が自己効力感と結びつかない。与えられた仕事を平常にこなし、平均点で評価され、「やった」という実感が湧いてこないところに「何のための仕事か」という自己充実感が生じない。ピトウイーン世代も、団塊ジュニア世代も組織のなかの暗黙の規範に馴らされて、仕事に対する新鮮な体感が生まれてこない組織風土が「曖昧な不安」をかもし出しているとは言えないか。団塊の世代が現役を引退する時、後に続く世代に残す財産は、働く意義を実感できる組織風土づくりではないか。ひとつの提案をして締めくくりたい。私の実感だが、学生達が真剣になって取り組んでいる「よさこいソーラン」のあの熱気は「リズムがあり変化があって面白く、ゲーム感覚で熱中でき、こころのふれあいの感動があり、やったという充実感がある」という要因にあるように思う。そこで団塊世代は組織のなかに、「やることが面白く、やれば認め合い、ふれあいの感動を共有し、夢やロマンを語り合える」仲間としての体験を共有できる雰囲気づくりを創り出す実践を訴えておきたい。「感動とともに体験する」ことが若い世代との共生関係を生み出す知恵と結論したい。

生活習慣と健康意識に関する調査研究(要約)

－ 特にストレス認知と処理の視点から －

〈主任研究者〉 北海道産業保健推進センター 所長

三宅 浩次

〈共同研究者〉 札幌医科大学医学部公衆衛生学講座

小林 幸太・森 満

北海道産業保健推進センター相談員

後藤 啓一・山村 晃太郎

1 はじめに

当センターでは、平成13、14、15年度にわたり、事業場のメンタルヘルスに関する調査研究を行ってきた。その結果、事業場におけるメンタルヘルスにもっとも関わるのは、直属の上司であること、従業員のメンタルヘルスには個人的問題よりも職場の問題、特に上司の対応の仕方が重要で、その不満がうつ症状や攻撃性、さらに生産性に関連する項目に影響を与えていること、また景気の悪さは直接メンタルヘルス対策に関係ないことなど、種々の関連が明らかにされた。

本年度は、メンタルヘルス、特にうつ症状の項目、その対処の仕方、生活習慣等について、従業員から直接、質問紙による調査で回答を得て、メンタルヘルスとその関連要因を解析した。

2 対象と方法

調査対象は、北海道内の事業場従業員である。当センターの事業場名簿5,760箇所から系統無作為抽出で100所を選び、研究協力依頼文を各事業場担当者あてに送付した。11企業が調査対象として参加した。協力企業の担当責任者に対して、調査手順、個人情報保護についての配慮等を記載した依頼文と対象人数分の個人調査票を送付した。各個人には各企業の担当責任者から配布し、各個人は回答した調査票を添付の封筒に入れ、封をして担当責任者に返却した。配布した調査票は、3,057票、回収された調査票は、2,368票（回収率77.5%）、そのうち性別不詳等で除

いて集計に使用した有効票は、2,321票（有効回収率75.9%）であった。

3 結果と考察

3.1 対象者の属性の主なものを表1に示す

表1 対象者の属性

対象数	総数 2,321	男 1,354	女 967
平均年齢		41.3歳	37.9歳
学歴	高校卒業	30%	30%
	短大、専門学校	8%	48%
	大学卒	56%	17%
職種	事務	19%	18%
	専門・技術・営業	51%	67%
	その他(主に現業)	29%	15%

3.2 生活習慣、満足度、仕事内容、うつ症状

生活習慣に関して、朝食摂取、栄養バランスの配慮、睡眠満足度、運動習慣、喫煙、飲酒とその酔いの程度、趣味等の有無の7項目を4肢選択で調べ、得点化した。満足度として、健康、仕事、職場、家庭について4肢選択で調べ、仕事と職場の満足度を得点化した。仕事の身体負担、量、集中度、裁量度、やりがいについて主観的評価を4肢選択で、上司、同僚、家族・友人の支援度を4肢選択でそれぞれ調べた。

うつ症状をCES-D 20項目で、対処関係として、LOC18項目、コーピング（尾関）14項目の質問を施行した。これらの各項目間の関連を解析した。

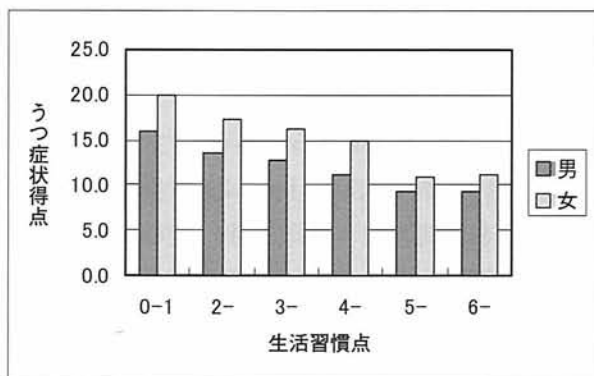
表2 生活習慣

朝 食：毎日 59%	食べない 7%
栄 養：気をつける 23%	いない 6%
睡 眠：満足 20%	不満 11%
運動習慣：している 11%	しない 27%
喫 煙：吸わない 38%	毎日 37%
飲 酒：飲まない 24%	毎日 30%
酔い程度：ほろ酔い 31%	相当に 7%
趣味等活動：している 34%	ない 65%

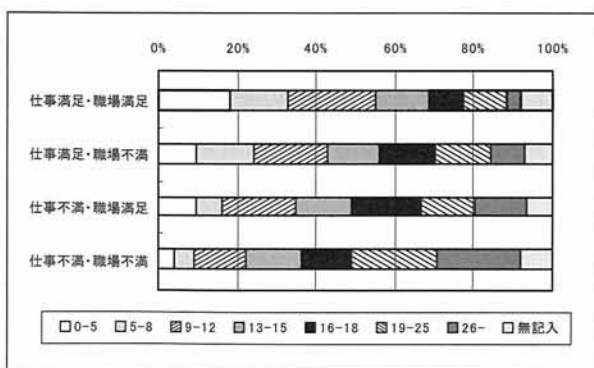
表3 満足度

悩み聞く：上司17% 同僚29% 家族・友人53%
付き合い満足：上司21% 同僚28% 家族等56%
仕事満足度：満足61% 不満38%
職場満足度：満足51% 不満48%
家庭満足度：満足83% 不満15%
自身の健康：満足56% 不満44%

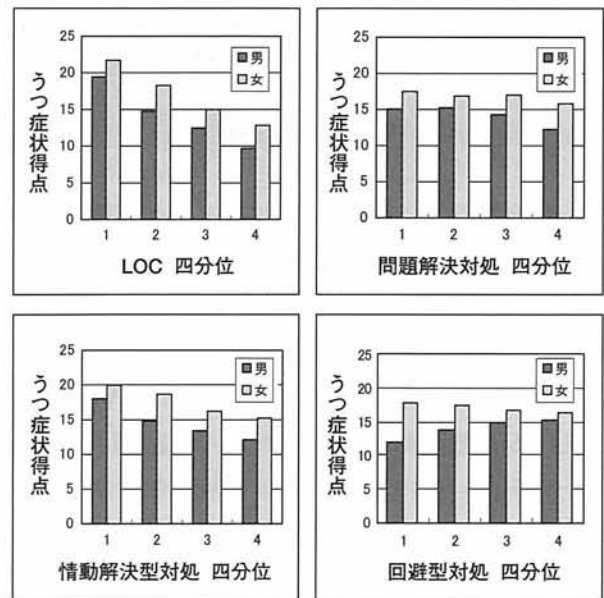
3.3 生活習慣とうつ症状の関連



3.4 仕事・職場満足度とうつ症状の関連



3.5 対処とうつ症状



LOCの内的制御（自律的）が大きいほど男女ともうつ症状の平均値は小さい。問題解決型も情動解決型も大きいほど男女ともうつ症状の平均値は小さい。回避型では男女で相違する。

3.6 仕事・職場不満度と関連する変数

上司の支援が良くないと仕事・職場不満度が増す（寄与率29%）。仕事の裁量度が小さいとやりがいを失い、仕事・職場不満度が増す。身体負担、仕事量、集中を要する仕事では、個人レベルでは関連が薄い（寄与率10%以下）。職場単位のレベルでは、身体負担が大きいと同僚の支援が増し、集中度が大きいと家族等の支援が増す。

4 むすび

- ・北海道の11企業の従業員2,321人を対象。
- ・生活習慣が良好なほど「うつ症状」は少ない。
- ・仕事と職場に不満があると「うつ症状」が大。
- ・上司の支援の悪さ、仕事の裁量の小さいことが「やりがい」をなくし、不満を増やす。
- ・心身両面からの健康管理と管理職の再教育が重要である。

北海道労働衛生史メモ(追録) 8412

北海道安全衛生研究所 古屋 統
(元北海道産業保健推進センター相談員)

労働衛生行政の始まりの頃

1. 『労働衛生』なる用語の誕生

私達が普段何等の疑いもなく使用している労働衛生なる言葉は何時から一般化したのであろうか。井上善十郎が道内産業に関わる官民を糾合して発足させたのが、北海道産業衛生協会であり、機関誌の名前は『北海道産業衛生』であった。

個人的興味に走って恐縮だが、少し探してみた。

橋本重遠著『労働者の健康を考えた人々』労働基準調査会刊；昭和55年：によれば、労働衛生の語が初めて公式に用いられたのは昭和13年、国立公衆衛生院が設立され、そこに労働衛生部が置かれた時であろうという。部長には、東大助教授の赤塚京治が就任した。但し、橋本はこれを南俊治著の『明治以降・日本労働衛生史』日本産業衛生協会発行；昭和35年：によるとしている。

しかし、三浦豊彦著の『労働と健康の歴史』第三巻に、石原修についての記載があり、参考文献の中に、石原の著書『新稿労働衛生』大正15年刊：をあげている。石原は大正初期から官界に籍を置いた監督医であったが、後に大阪医科大学教授、更に大阪帝大教授となった。しかし官の忌避を受け休職となった人物である。とすれば、労働衛生の語はすでに大正時代から使われていたらしい。暉峻義等により倉敷労働科学研究所が創設されたのは大正10年であり、当初その名称は不評であった、と三浦は書いている。

前記橋本によれば、労働の語は社会と同じく、権力への敵対語と受け取られて忌避される傾向があったのだという。したがって労働衛生の語も一般に用いられることが少なかったものと思われる。

.....

戦後に入って、厚生省労働局が労働基準法を管轄するようになった時も、衛生の主管課として、

衛生課が置かれたとなっている。『労働衛生行政三十年史』労働省安全衛生部労働衛生課編；昭和54年：によれば、昭和22年9月に労働省が設置（厚生省から分離・独立）されてた時も同じ課名を踏襲し、翌年8月に労働衛生課と改めた、とされている。初代課長は昭和3年北大医学部卒の塚田治作であった。この課名の変更には、塚田の強い意向が力となったが、新たに独立した労働省内にも強い意気込みがみなぎっていたからだといわれる。民間から出た「労働科学研究所」にはすでに労働衛生部があったとのことであるが、この時代の役所で労働衛生を標榜することは新鮮に映ったのであろう。

地方においても労働基準局が設けられたが、衛生を専門に扱う課が置かれたのは東京、大阪の2ヶ所のみであり、北海道など26局には安全衛生課が置かれることになった。北海道局の初代の安全衛生課長には、戦前道庁の技師だった林信治（昭和8年・日大卒）が就任した。北海道に労働衛生課が誕生するのは昭和28年からである。

南山堂の『医学大辞典』では、労働衛生、産業衛生、産業保健の三者を同義語として扱っている。しかし上記のような事情で、労働衛生なる言葉が多く用いられるようになったのは、戦後の労働行政から始まり、次第に一般化して行ったと考えてよいのではあるまいか、というのが嘗て行政に籍を置いたことのある筆者の独善的見解でもある。

2. 北海道の労働衛生行政の黎明期

戦後の混乱期から労働行政が新たにスタートした。中央の行政組織として、昭和22年5月、厚生省官制の一部が改正されて労働基準局が発足し、その地方組織として各都道府県ごとに労働基準局が設けられ、さらに第一線機関として労働基準監督署が設けられた。

北海道労働基準局においては、安全衛生課長の

林信治が道職員から移籍した。同時に多くの職員は道庁などからの移籍に拠り、不足分は新規採用に拠ったらしい。

参考までに道庁の資料館で戦中から戦後にかけての道職員名簿を見たが、昭和19年から23年迄の5年間で欠如している。戦前に残された最後の年度の昭和18年の道庁職員録を見ると、警察部職業課や内務部社会課の一般ひら職員の欄に、後の労働基準局の課長や労働基準監督署の署長やその他の幹部職員となった人達の名があって興味がある。その他道内の地方町村には数十ヵ所に国民職業指導所があり、その職員にも多くの名前を見ることができる。

.....

北海道労働部職業安定課が昭和29年に刊行した『北海道職業史』によると、戦中・戦後の混乱期について書かれた項がある。

戦時中は道庁の労働担当の部署の名称に再三に亘って変更などあり、警察の力が強化されている。地方町村における職業訓練所も同様である。

同書の第6章「職業行政の民主的再建」に、戦後の推移が書かれている。それによると、昭和21年11月27日、道に労働部が新設となり、権限が警察部から移されている。昭和22年12月1日には職業安定法の制定があった。それに先立つ22年4月、従来の勤労働員署（現・職業安定所）を廃止し、監督的色彩の強い労政行政を分離したとの記載がある。

それでは、この時期について、分離された監督行政のサイドから書き残されたものはないのだろうか。幾人かの先輩に当たってみたが確たるものは無いらしい。

既に定年を越えた元職員の中には、最初の辞令が厚生省職員だったと言う者があり、また道職員で、移籍の時には基準局から道に対して割愛願いを出したと言う者もいる。

局の最初の事務所は、現在の道議会の場所であり、間もなく中島公園の拓殖館に移り、やがて南1西13の小さなビルに移った。さらに移転があり、大蔵省財務局が管理する合同庁舎に落ち着くまでには長い年月を要している。

札幌に置かれた労働基準局においてすらこの状態であったから、地方の市や町に置かれた労働基準監督署においても同様、もしくはそれ以下のかたちが長く続いた。

局の課長は衛生の専門家であったが、それ以外は人的な面からも場所の面からも、労働衛生行政は多くの悩みを抱えてのスタートであったことが窺われる。

それについて、昭和32年に北海道労働基準協会から刊行された『10年の回顧』でも発足当時の労働基準局や署の労働衛生担当職員などは、課長を除いてすべて不詳である。

《最近、北海道労働基準局職員名簿・昭和23年度を保存している先輩のいることが判った。それによると、安全衛生課嘱託三浦邦宏の名がある。昭和28年安全課と労働衛生課の分離以降三浦が労働衛生課長を務めた。》

3. 衛生管理者制度の発足

前記労働衛生行政三十年史には、この制度について「海外には産業保健婦制度を定めている国はあるが、この制度はわが国だけの独創的な制度である」とあり、さらに制定当時塚田治作は「お医者さんだけではとても事業場の衛生管理は困難だ、どうしても保健指導員みたいなものがほしい。戦争が終ったので陸軍の衛生下士官あたりが事業場に入ってそういうことをやってくればよいと考えて……」と言っている。

北海道の労働基準局の10年の回顧によれば、昭和23年から衛生管理試験が行なわれ、初年度の受験者1,044名に対して529名の合格者を出している。衛生管理者要専任事業場の数からすればまだまだ足りないのであるが、それにしても出だしから割合に好調だったようである。

この頃、地方に在住する親戚の者が札幌に出て来た記憶がある。彼は「近く新しい法律で、衛生管理者というのが出来ることになった。その資格を取るのに講習会があって札幌に来ているのだ」と言った。北大の井上という先生の講義を聞いた、と言う。当時まだ学生だった筆者にはその意味がよく解らなかったが、今、古い資料と対比してみると時期がほぼ一致する。井上以外にも幾人かの講師の名があったようだが憶えない。

筆者の旧制中学の同級生で、後に道内の金融界で知られた男や、中小企業の経営者となった男にも衛生管理者の資格を持つ者がいる。その頃は企業で将来性を見込まれた者に衛生管理者の資格を取らせる傾向があったのだろうか。或は、衛生管理を労務管理の基本の一環と見做す経営者などがいたのかも知れない。

後年筆者は行政に入り、多くの衛生管理者と知合うことになった。特に、札幌地区の衛生管理者協議会のリーダーの中には骨の太い人達がいた。臨床医から転じて日の浅い筆者はこれらの人達に大いに揉まれた経験を持つ。

年度別衛生管理者試験合格数調

年次	回数	受験者数	合格者数	合格率
昭和23	第1回	1,044	529	51%
23	第2回	1,311	801	61%
24	第3回	1,941	749	39%
24	第4回	1,282	435	34%
25	第5回	587	212	36%
25	第6回	552	251	45%
26	第7回	535	292	55%
27	第8回	591	164	42%
28	第9回	603	176	29%
29	第10回	618	300	49%
29	第11回	180	133	73%
30	第12回	584	355	61%
31	第13回	556	284	51%
32	第14回	536	352	66%

4. 健康診断について

規模50人以上の事業場の定期健康診断の統計が出されるようになったのは昭和25年からである。初年度の受診率は53%であったが、5年後の昭和30年には95%となっていて大幅な上昇がみられる。有害物を取り扱う事業場などの特殊健康診断については、昭和27年以前の資料が残されていない。

この時期、まだ今日のような健康診断の項目、手法などについての指針ではなく、旧来型の簡単な方式が続いた。結核予防法の絡みで、胸部X線写真撮影は比較的早期から行なわれるようになっていたと思われるが確かな資料を持たない。しかし、前記の統計を見ると、昭和25年以後の統計には胸部疾患の有所見率が他の項目に比して圧倒的に高いことが示されている。

筆者の記憶を一つ付け加える。昭和23年の夏休みに地方に住む親戚を訪ね、其の他の開業医の許で見学、実習をさせて貰った。その時期、地元の企業がその医師に従業員の健康診断の依頼があったので筆者も同行した。当時、健診の手法などは医師の裁量に委ねられていたであろう。X線検査も尿検査もなく、打聴診だけの診察だった。ある労働者に医師が言った。「君は肋膜炎をやったことがあるね」。受診者が驚いていた。

既往歴を聞かなくても、打聴診だけで過去の肋膜炎を指摘出来るのはその当時の医師の一般的な技量だったのだろうか。後年自分が医師となってみて、この時の医師に改めて畏敬の念を覚えるのである。

5. 珪肺（じん肺）対策について

労働省の初代労働衛生課長となった塚田治作が、行政の最初の重点施策に珪肺を取り上げたことは既に再三記した。珪肺については、北海道にも多くの鉱山などがあり大きな問題となる。しかし、戦後暫く、本道の行政対策の面からは目立つ動きは見られない。

一般に知られるように、珪肺対策促進の訴えは栃木県足尾から始まった。昭和21年6月の町民大会で鉱山のよろけ対策を決議したのである。この動きは全国の金属鉱山に広がった。

嘗て金属鉱山労組にあって道内の珪肺問題に奔走したS氏によると、同氏らも札幌大通りのメーデー行進に「珪肺撲滅・病人にバターを」のプラカードを掲げて参加したが賛同してくれる人は殆どいなかった、と回顧している。足尾の動きから見て、恐らく昭和22年の春の事であろう。

この時期金属鉱山はいち早く動いたが、石炭鉱山関係の動きはやや遅れる。しかし問題への認識の深まりとともに、労使を挙げた対策への取り組みが進むようになる。

行政の動きとは別に、医学の有識者の間では休まず研究が続けられていた。北大医学部衛生学に在籍した伊藤五郎の、「金属Aluminium吸入に依る珪肺予防並びに治療に関する実験的並びに臨床的研究」という論文が昭和24年3月の日本衛生学雑誌に発表されている。当時手稲鉱山診療所に一室を設け、アルミニウムの微細粉塵を充満させて労働者に吸入させるという治療を行なってみたのである。

前記のS氏によれば、この治療は苦しいから止めて欲しい、との被治療者からの申し出があつて中断の止むなきに到つたとのことである。

この時期、手稲診療所に勤務した早川三四雄医師は、北大第一病理学にも籍を置き、「実験的珪肺症の病理学的研究」北海道医学雑誌Vol.27-1,S.27その他の論文を残している。

道内の珪肺対策は稿を改めて書かねばならないのだが、取り敢えず次のことは強調して置かなければならない。

塚田の後任としてけい肺法の制定に奔走したのは石館文雄（昭和6年）、次いでけい肺法制定からじん肺法の制定へと進めたのが加藤光徳（昭和8年）、さらにその後任の及川富士雄（昭和16年）といずれも北大の卒業生達であった。

さらに昭和52年のじん肺法改正に当り、労働省労働衛生課長を務めたのが宮野美宏（昭和21年・戦争による繰り上げ）であり、林部弘（昭和31年）がその後任となっている。労働衛生行政においては、わが北海道出身者が推進役となっていることは大きな誇りである。

此处で労働基準法及びそれに関わる安全・衛生の法制定の頃の裏話などを記して置くのもムダではないと思う。

労働基準法が制定されたのは米軍の占領下の時代であった。当時法の制定に関与した先人達は、この法律を「ワイマール憲法の精神に則り、わが国独自の立場で定めたものである」と誇らかに言っている。しかし、GHQのご意向を伺うのに苦勞した跡も見られる。

労働衛生行政三十年史にこんな裏話がある。当時労働者保護の法律はGHQの担当（S女史）に英訳文を持参して承認を得る必要があった。昭和13年にスイスの国際珪肺会議に出席の経験を持つ塚田は女史に対し、その時面識を得たピッツパーク大学のグリーンパーク教授の話をするとう女史の態度は一変し、衛生の部分はスラスラとOKが得られるようになった。相手はドクター塚田に敬意を表したのである、と。

当局はGHQの承認を得ると同時に、国内の有識者の意見を徴した事も当然である。高桑栄松（北大

名誉教授・元参議院議員）によると、井上教授の代理で労働省の会議に出たことがあり、新法に対して医学的立場からの質問も出たが、それはGHQの指示でそうだったというような説明を受けた、とのことである。但し高桑はその日時や会議の名称については正確な記憶がないと言う。

筆者が東京に勤務した頃は、先輩達から、法制定の頃GHQへ出掛けた話をよく聞かされたが多くは故人となっている。しかしこのような話は北海道までは届いて来ない。たまたま東京に勤務する機会を得たために知り得た事だと思っている。労働衛生行政のスタートの頃は戦後日も浅く、何らかのかたちでGHQの意向を反映させざるを得ない事情が存在したことは否定出来ないように思われる。

6. 新法下の大事件・狩勝トンネル争議

平成12年9月札幌で第46回日本産業衛生学会労働衛生史研究会が開催された時、高桑栄松は、昭和23年に狩勝トンネルをめぐる繰り広げられたわが国労働史上に名を残す争議事件について報告した。高桑報告の内容は『産業衛生学雑誌』44巻第1号に、調査報告「蒸気機関車運転室（キャブ）内労働衛生調査と事故防止対策—狩勝トンネル争議—」と題して詳しく掲載されている。

道央と道東を結ぶ国鉄根室本線の狩勝トンネルは戦前から難所とされていた。特に、大型のD-51型機関車が採用されるようになってから問題が大きくなったとされる。

昭和6～16の10年間における隧道内の蒸気機関車乗務員の事故は36件、うち2件の死亡があった。昭和23年5月、国鉄労働組合新得分会は、機関車乗務員の隧道通過時の安全衛生を問題とし、隧道手当を要求して三割減車、五割減車、後部補助機関車の連結拒否などの闘争に入った。

国鉄当局は、労組の要求に応えるためには労働医学的な資料が必要として北大医学部に調査を依頼したのである。

調査には25名（北大7名、北海道労働基準局3名、札幌鉄道局6名、その他うち12名が医師）が参加した。調査項目は、①乗務員の健康診断、②蒸気

機関車（キャブ）内環境測定、③隧道内環境測定であった。

その結果、当初労働組合側が予測していたようなCO中毒ではなく、高温高熱、高湿度による急性熱中症と判断された。

高桑らは、対策として圧搾空気ポンペを積込み、トンネルに入ると同時にそれをキャブ内に放出することを、実験結果に基づいて提案した。しかし、職場環境改善の提案は容れられず、姑息な手段が採用される結果となった。

この調査には、後の北海道労働基準局労働衛生課長となった三浦邦広や北海道医師会長となった山崎武夫も参加した。三浦が機関助手の役にチャレンジして火傷を負ったという裏話も残されている。

筆者は後年偶然新得に勤務し、もと国鉄の機関士から実体験を聞くことが出来た。彼らによれば、国鉄が採用した「垂幕」もそれなりの効果があり、現場は大いに助かったとのことであった。しかし垂幕の開閉には人手を要することなど問題が残った筈である。

7. 戦後まで続いたタコ部屋

昭和26年2月12日の道新社会欄のトップ《まだある“監獄炭山”》という見出しの記事が載っている。それには「去る九日夜、名寄駅で豊富駅から無賃乗車した二名の炭鉱労務者の口から本道開拓時代の遺産“土工部屋”が天北炭田に存在していることが述べられ、さらに四時間遅れて名寄町警の保護を受けた三名の脱出者から目をおおう虐待ぶりが明らかにされ、名寄労働基準監督署は旭川地方法務局支局に連絡、同局では真相調査のため……」の解説がついている。賃金は払わぬ、休ませず粥腹に19時間の労働、などの表現が用いられている。

その二日後の2月14日の記事では、《さらに三名脱走、浅茅野の監獄炭鉱“栄養失調が35名も”》と載っている。

『猿払村史』；猿払村役場発行、昭和51年3月刊：によれば明治初年の発見。戦時中から発掘された石炭鉱山で、国鉄天北線浅茅野駅の南西約20

キロにあり、宗谷炭田の中では良好となっている。しかし排水不良、路面は泥濘化しやすいとあり、地理的条件は良くないと考えられる。村史に、この炭鉱の昭和26年以後の記載は全く無い。

おそらくこのタコ部屋事件を契機として消滅したのであろう。

先に一寸触れた、昭和32年北海道労働基準協会刊の『十年の回顧』の中でもこの浅茅野のタコ部屋事件が取り上げられている。しかし、当時の労働行政の性格からして、事件は主に不当労働行為などの面が強調され、労働衛生の面からのアプローチは殆どなされなかったようであり、今日的に見れば貴重な資料を見逃してしまった感が残る所である。

この事例は正しく言えば、戦前の土木工事に見られたタコ部屋と同一ではない。しかし、調査の結果、経営者の半ば暴力団的な体質など多くの点で、嘗てのタコ部屋と類似する所が見られた。当時のマスコミがタコ部屋と書き立てたのも当然かと思われる。

事件で槍玉に挙がった経営者は空知に住んでいて、戦時中の炭鉱地帯に起きた疑似ペスト事件の中国人労働者の使用者にもなっていたようである。戦後も企業経営者の体質の変わらない時期が続いたのであろう。

終りに

昭和22年制定の労働基準法に関連して労働者災害補償保険法が制定された。我々、主として医療に携わって来た者にとっては労働衛生面よりも、労災医療を通して労働行政との関わりを持たされてきた期間の方が長かったように思う。

昭和二十年代後期以降戦後社会が次第に安定化の方向をとるようになる。しかし、今日のような形で労働衛生が論じられるようになるまでにはまだ暫くの時間が必要である。さらに筆を進める機会が与えられれば幸いである。

石綿障害に関する臨時健康相談コーナーの開設

北海道労働局労働基準部 北海道産業保健推進センター

石綿（アスベスト）による健康障害が大きな社会問題となっております。

北海道労働局労働基準部及び北海道産業保健推進センターは、共同で「石綿障害に関する臨時健康相談コーナー」を開設し、これら石綿（アスベスト）に関する健康相談をお受けしております。相談コーナーの概要は次のとおりですので、石綿（アスベスト）障害に関するご相談のある方はどうぞご利用ください。

《石綿障害に関する臨時健康相談コーナー》

1 相談内容

北海道産業保健推進センターの相談員（医師）及び北海道労働局労働基準部の担当官が、石綿（アスベスト）に関する次のようなご相談をお受けします。

- ① 健康上の悩みや不安
- ② 健康管理対策や健康障害防止対策
- ③ 労災保険の制度や手続き

2 開催日時

12月までの「毎月第1・3月曜日、午後1時から5時まで」となります。

日時は変更となる場合がありますので、事前にご確認ください。

3 会 場

北海道産業保健推進センター

札幌市北区北7条西1丁目 NSS・ニューステージ札幌（11階）

4 申し込み

ご相談を希望される方は、事前の申し込みをお願いいたします。

電話、ファックス、メール等で相談事項や希望日時等をお伝えください。

【申し込み先】

北海道産業保健推進センター T E L (011) 726-7701
F A X (011) 726-7702
E-mail: sanpo01@mtg.biglobe.ne.jp

5 問い合わせ

ご不明な点は、次へお問い合わせください。

- ① 独立行政法人労働者健康福祉機構 北海道産業保健推進センター

〒060-0807

札幌市北区北7条西1丁目 NSS・ニューステージ札幌（11階）

T E L (011) 726-7701

F A X (011) 726-7702

E-mail: sanpo01@mtg.biglobe.ne.jp

- ② 厚生労働省 北海道労働局労働基準部 労働衛生課

〒060-8566

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎（9階）

T E L (011) 709-2311（代表）

F A X (011) 756-0056

事業場メンタルヘルス対策支援を受けませんか？

平成17年度メンタルヘルス対策支援事業のご案内

メンタルヘルス対策支援事業のあらまし

① 支援の概要

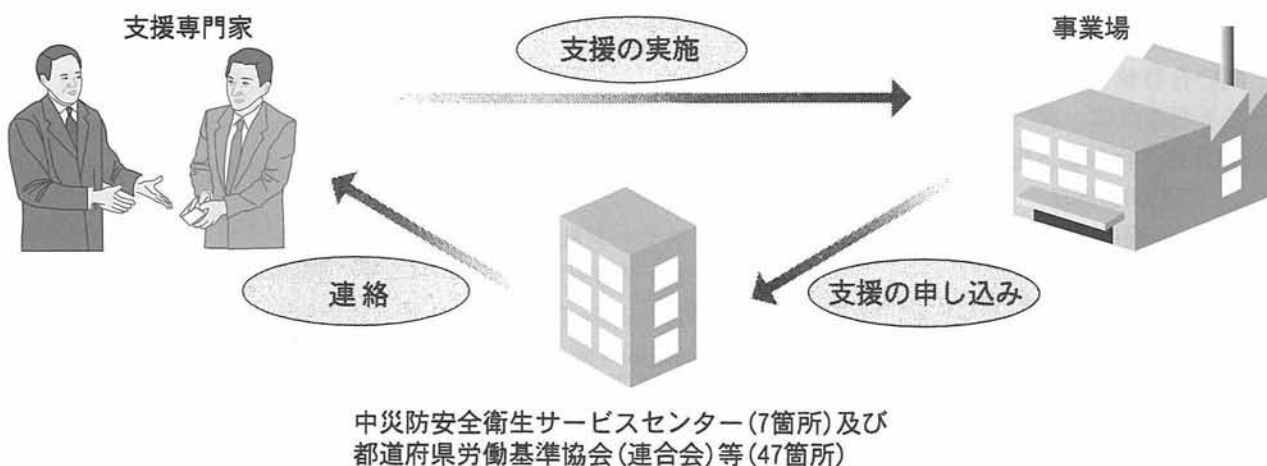
メンタルヘルス対策に新たに取り組んだり、又は、これまでの取組みをさらに拡充しようとするなど、メンタルヘルス対策を計画的に推進する意欲のある事業場に、中災防が選任したメンタルヘルスの専門家（支援専門家）が赴き、事業場の要望に応じて、メンタルヘルス対策の実施を援助するとともに、その進め方等について指導・助言を行います。

② 支援の実施及びその内容

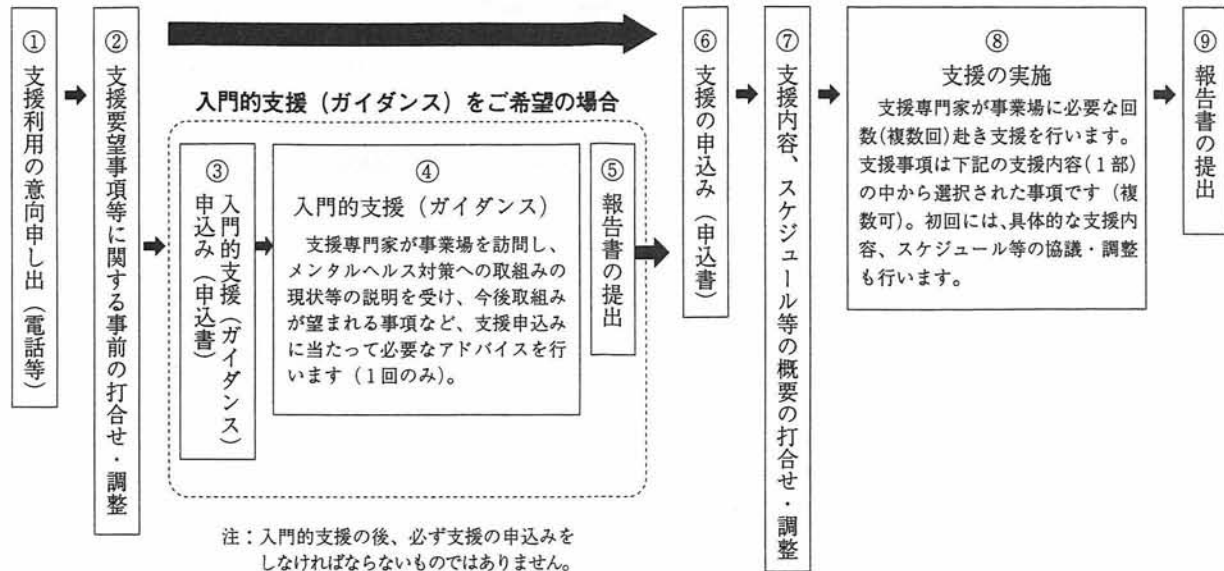
支援内容（例）は次ページに示すような取り組み事項（1部）です。支援を希望する事業場はこれらの事項から、希望する支援内容を選択し（複数可）支援を申込みます。支援専門家が、支援内容に応じて必要な回数事業場を訪問し支援します。

③ 入門的支援（ガイダンス）の実施

初めて取り組む場合などで、どのような支援を選べばよいかわからない事業場に対しては、お申込みにより、事前に支援専門家が事業場を訪問するなどにより面談し、メンタルヘルス対策への取り組みや職場環境等の現状の説明を受け、今後取り組みが望まれる事項など、支援申込みに当たって必要なアドバイスをを行う入門的支援（ガイダンス）を行います。



支援の基本的な流れ



支援内容のご案内（1部）

入門的支援（ガイダンス）

- ・このページの支援内容のうち、どの支援を選べばよいかわからない場合には、お申込みにより、事前に支援専門家が事業場を訪問し、メンタルヘルス対策への取り組みや職場環境等の現状の説明を受け、今後取り組みが望まれる事項など、支援申込みに当たって必要なアドバイスをを行います。（1回のみ）

計画づくり

- ・心の健康づくり計画（年間・中長期）を策定するに当たって、その策定方法、内容等について助言します。
- ・心の健康づくり計画に基づく実施状況及び実施結果について、定期的に訪問調査する等により調査・把握し、推進方法の改善等の助言をします。

教育・研修

- ・教育研修計画のプログラム作成及び研修内容、教育・研修の実施方法、知識習得等の機会の提供方法、研修資料の作成等について助言します。
- ・労働者向けのセルフケアのための研修を実演します。
- ・管理監督者向けのラインによるケアのための研修を実演します。
- ・産業保健スタッフ等によるケアのための教育研修、知識習得の方法について助言します。

仕組みづくり

- ・メンタルヘルス対策を推進するための事業場内の体制、規則・ルール等の作成・見直しについて助言します。
- ・メンタルヘルス対策推進の中核となる者に対する指導により、リーダー等の育成を援助します。

取組の現状チェック等

- ・事業場のメンタルヘルスの実情や取り組みの具体的状況を詳しく調査・把握し、取り組みの方向等について総括的助言をします。

労働者からの相談対応の方法

- ・労働者からの相談対応（心理相談、カウンセリング等）の実施方法、具体的手法等について助言します。

お問合せ・お申込み先について

- 中災防北海道安全衛生サービスセンター

〒064-0919 札幌市中央区南19条西9-2-25

TEL 011-512-2031 FAX 011-512-9612

- (社) 北海道労働基準協会連合会

〒060-0807 札幌市北区北7条西2丁目20

TEL 011-747-6141 FAX 011-747-6238

産業医部会便り

日本産業衛生学会北海道地方会産業医部会幹事 佐藤 修二
(勤医協札幌病院労働衛生科 科長)



日本産業衛生学会産業医部会は平成4年に設立されましたが、地方での部会活動強化のため、本年度から北海道地方会でも活動を開始しています。

部会活動の主なものは産業医研修事業および産業看護部会と共同開催の全国協議会などで、毎年開催しています。この秋には、ご案内の通り、10月22日に地方学会が行われます。特別講演ではアスベストの画像診断や石綿の人体影響について専門家による解説が行われ、さらに個人情報保護法が

施行され、産業保健現場でどのような対処が求められるかが議論されます。いずれも時宜を得た話題であり、今後の産業保健活動に役立つ内容です。多くの産業医・産業保健に関わる皆さまのご参加をお待ちしております。また、10月13日より産業医部会などが主催して広島市において第15回産業医・産業看護全国協議会が開催されます。プログラムの通り、極めて多種多様な専門的研修が企画されております。北海道からも多くの方が参加されるよう、お願い申し上げます。

平成17年度日本産業衛生学会北海道地方会

学 会 長：平賀洋明（札幌鉄道病院長）

日 時：平成17年10月22日（土）9：00～

会 場：札幌市医師会館 5階大ホール
札幌市中央区大通西19丁目

参 加 費：2,000円

懇親会費：4,000円

内 容：1）一般演題

2）特別講演1、「環境起因性呼吸器疾患の国際的画像診断基準：ILO2000とHRCT2000」

福井医科大学環境保健学講座 日下 幸則

特別講演2、「石綿の人体影響」

放射線影響研究所 細田 裕

3）シンポジウム「産業保健の現場における個人情報保護のあり方」
(日本医師会認定産業医 3単位)

第15回 日本産業衛生学会 産業医・産業看護全国協議会

メインテーマ 産業保健の新たな潮流を求めて—人間工学の役割と課題—

【会 期】平成17年10月14日（金）～15日（土）

平成17年10月13日（木）産業医・産業看護・
産業衛生技術部会合同セミナー（ジョイント企画）

【会 場】アステールプラザ（住所：〒730-0812 広島県広島市中区加古町4番17号）

【主 催】社団法人 日本産業衛生学会 中国地方会、
日本産業衛生学会 産業医部会・産業看護部会
企画運営委員長 宇土 博（広島文教女子大学教授）

【参 加 費】日本産業衛生学会 学会員 7,000円

（事前参加登録の場合6,000円）

日本産業衛生学会 非学会員 8,000円

【懇親会費】日時：10月14日（金） 会費 6,000円

場所：全日空ホテル

協議会および懇親会の参加申し込みは、参加申込書に必要事項を記入し、参加費等振込みの領収書コピーを添えて下記へ郵送またはFAXにてお送り下さい。なお、振込み済みの参加費等の返金は応じかねます。

申込先：〒732-0827 広島市南区稲荷町5-11-1002

ウド・エルゴ研究所内 第15回日本産業衛生学会 産業医・産業看護全国協議会事務局

TEL：082-568-7553 FAX：082-264-1253

振込先：広島銀行 銀山町支店（カナヤマチョウ支店）

口座番号（普）3031504

口座名義 第15回産業医・産業看護全国協議会
代表者 宇土 博

プログラム

10月13日(木)

プログラム名	時 間	会 場	講 師
産業医・産業看護・産業衛生技術部会合同セミナー※1	13:00~16:00	職場視察	広瀬 俊雄 原 邦夫
グループ討議	18:00~20:00		甲田 茂樹 落合 孝則

10月14日(金)

プログラム名	時 間	会 場	講 師
産業医・産業看護・産業衛生技術部会合同セミナー※2	9:00~11:00	アステールプラザ	
職場視察(現地集合・現地解散)			
1) 専門研修※1 「ガス中毒・潜水病の高圧酸素治療施設見学」	13:00~15:00	独立行政法人 国立病院機構 呉医療センター	白根 誠 井原 勝彦 加藤 匡宏
2) 職場巡視※1	13:30~15:30	マツダ株式会社(予定)	鎗田 圭一郎 西川 一男
3) 職場巡視※1	13:30~15:30	NTTマーケティングアクト中国	春木 宥子 内田 武徳
4) 専門研修※1 「車両安全・全身振動の評価・対策の研修」	13:30~15:30	広島市工業技術センター	寄高 政史 中村 仁志
5) 専門研修※1 「有害・危険な保守作業の作業環境の改善対策研修」	13:00~15:00	中国電力株式会社 技術研究センター	秋山 実利 立石 肇
産業医プロフェッショナルコース	9:00~16:00	アステールプラザ	
産業看護部会・特別研修会※3	14:00~16:00	アステールプラザ	酒井 一博
特別講演・市民公開講座※1 「職場の写真で学べる一人に優しい仕事場の条件」—受講者参加型・人間工学講座	16:30~18:30	アステールプラザ	小木 和孝
ワークショップ・1※1(市民公開講座) 「企業の自然災害対策・災害発生時の被災者のトリアージ(選別)について」	16:30~18:30	アステールプラザ	中田 敬司
ワークショップ・2※1(市民公開講座) 「作業関連性筋骨格系障害(上肢作業を中心に)と人間工学」	16:30~18:30	アステールプラザ	小野 雄一郎 埴田 和史 金 一成 諏訪 良子 玉川 聡
ワークショップ・3※1(市民公開講座) 「アジアとの国際交流:タイ、韓国からの参加型職場改善、筋骨格系障害リスクアセスメントの報告とワークショップ」	16:30~18:30	アステールプラザ	Sudthida Krungkrai Wong 朴 正鮮

- 職場視察は、いずれか1つ参加(単位認定)可能です。
○ 特別講演、ワークショップはいずれか1つ参加(単位認定)可能です。

10月15日(土)

プログラム名	時 間	会 場	講 師
特別講演・パネルディスカッション※2 「産業保健専門キャリアへの支援」	9:30~11:50	アステールプラザ	大久保 利晃 パネラー 氏家 睦夫 木田 哲二 土肥 誠太郎 山田 琢之 畑中 純子
リレーワークショップ※1 「働く人の健康(元気)を生み出す組織(職場)づくり—過重労働・過労自殺を中心に」	9:00~11:30	アステールプラザ	広瀬 俊雄 和田 晴美 中明 賢二
ワークショップ・4※1 「メンタル作業負担を調べる」	9:00~11:00	アステールプラザ	三宅 晋司
ワークショップ・5※2 「歯科保健:口臭・口のかわきの対策」	13:00~13:50	アステールプラザ	小田 正秀
ランチョンセミナー	12:00~13:00	アステールプラザ	
メインシンポジウム※2 「産業保健の新たな潮流を求めて—人間工学の役割と課題」	14:00~17:00	アステールプラザ	甲田 茂樹 荒木田 美香子 水野 賢治 川上 剛 酒井 一博
ポスターセッション	10:00~16:00	アステールプラザ	

- ※1 日医認定産業医研修制度 基礎(実地)/生涯(実地)2単位(申請中)
※2 日医認定産業医研修制度 基礎/生涯1~2単位(申請中)
※1, 2, 3 日本産業衛生学会産業看護職継続教育実力アップコース単位認定(申請中)

問い合わせ先 日本産業衛生学会北海道地方会事務局
〒060-8638 札幌市北区北15条西7丁目
北海道大学大学院医学研究科 予防医学講座公衆衛生学分野
Tel 011-706-5068 Fax 011-706-7805

地域産業保健センター コーディネーターとして思う

室蘭地域産業保健センター コーディネーター 高瀬 正雄

平成13年7月にコーディネーターに就いて、早いもので4年を経過いたしました。

この間、室蘭地域産業保健センター事業の推進に関わることができ光栄に思っています。当センターの活動実績は年々伸展していますが、全国レベルには到達できていないのが現状であります。

小規模事業場の産業保健の支援は活動件数のみならず、支援サービス内容は付加価値を高めたものでなければならぬと考えています。

小生の産業保健に関わる社会感と、この地域の現況の一端を述べ平成17年度地域産業保健活動の活性化を図る重点課題として、取り組んでいる事業活動をご紹介します。



ホームページのトップ画面です

1. 働く人々を取り巻く社会的環境上の問題点

1) 就業者の高年齢化

- ・職場の設備は高機能化、高速化が急速に進み就業者の高齢化に伴う身体機能低下に適応した環境改善、身体機能維持・育成不足、職場快適化の遅れ。

2) 過重労働による健康障害

- ・組織のスリム化、フラット化、少数精鋭化、担当分野の拡大、安価・サービス対応の激化、高ノルマ、特定層に業務集中化等による弊害。

3) 生活習慣病の増加（有所見率の増加）

- ・就業者の高齢化、健診精度・付加健診項目の増加・生活習慣の悪化。

4) 職場不適応者の増加

- ・高ノルマ、自己完結型の業務形態、人間関係の希薄、ストレスの増大、チーム・上司の支援不足、時間外労働の増加。

5) 石綿等による健康障害

- ・有害物質の規制対応遅れ、危険物質に対する認識不足、検査・治療機関の受け入れ体制不備、情報不足。

6) 地方、中小企業の経済環境の不況感持続による産業保健予算の縮減。

社会的環境の問題点では地域産業保健センターの事業活動として事業場の支援可能範囲はきわめて狭隘なものでありますが、あらゆる機会を捉えて各方面への働き掛けと相談案件として持ち込まれた場合は、産業保健センターとして出来る範囲の支援、協力をするとともに、状況によっては提言もしたいと思います。

2. 管内産業保健の現状（アンケート及び16年活動実績）

（H16年アンケート調査対象事業所420社／回答93社）

1) 労働者20人以上50人未満の事業所対象420社／回答93社

①室蘭地域産業保健センターを知っていますか。

知っている 40%

②法定健康診断結果有所見者の事後措置管理をしていますか。

している 19%

2) 産業保健センター活用事業場(平成16年度活動実績)

①活用したことのある事業場65社

②繰り返し活用事業場23社

3) 問題点

①地域の産業保健センターとしての認知度が低く、産業保健支援事業、サービス内容の周知、理解が不十分で広報活動がややマンネリ化

②説明会開催対象が労働者や事業場の担当者主体であるため、小規模事業場内では管理者、経営層に説明会内容が浸透され難い。

③労働者20人以上の事業場では健康診断を略実施しているが、健診のみに止まり、適切な事後措置管理にまで至っていない。

④産業保健センター活用、リピータ事業場数の不足

3. 重点課題取り組み活動

1) 産業医の出前健康相談による相談体制の強化と相談案件の新規発掘。

- ・相談者の勤務終了時間と産業医の一般診療が終了する夜間相談が双方に好条件であることから開催数を増加。

2) 室蘭市、保健所などの行政機関と連携した職域、地域産業保健活動の具現化。

- ・情報交換会から進展させ、活動の連携点を模索、18年度に向け活動計画。

3) 社労士会、税理士会との連携による健康、衛生、作業環境管理等の支援。

- ・社労士会とは連携活動の強化、税理士会には説明会開催、情報の共有化などによる新規の連携構築。

4) 婦人科産業医による三次産業に働く女性の相談案件発掘。

- ・女性職場で積極的な説明会、専門医による健康づくり講演会の開催を働きかけ、健康づくり・職場環境等の産業保健を支援。

5) 当地域でも見られる産業保健の問題点の改善に積極的な支援。

- ・過重労働者への産業医面接保健指導。
- ・法定健康診断結果によるメタボリックシンドローム対象者の生活習慣の行動変容に関する動機づけ支援。
- ・石綿による健康障害の相談受入体制づくり。
関係機関に協力、連携活動の要請。
- ・粉塵・有機溶剤の作業環境、VDTの職場環境の改善支援。

この地域において、当産業保健センターが有用であること、存在を認知していただくためにもコーディネーター自身がスキルアップを図るとともに、産業医の先生、医師会、関係団体・機関、行政機関との連携、ご教示を頂き微力ながら目標に邁進致します。

地域産業保健センター健康相談(無料)のご案内

地域産業保健センターは、小規模事業場（労働者50人未満）の事業主や労働者を対象に保健指導・健康相談等の産業保健サービスを提供しています。

地域産業保健センターの事業は、厚生労働省の委託を受けて医師会が実施しています。

地域産業保健センターでは、働く方の健康を守るため、次のようなご相談に無料でお応えしています。ぜひご利用ください（相談内容の秘密は厳守いたします）。

- ◎健康管理全般について
- ◎健康診断実施後の保健指導について
- ◎職業性疾病対策について
- ◎衛生管理や衛生教育について

10月～12月の予定

各地域産業保健センターで実施している健康相談の予定は下記のとおりです。

健康相談は、都合により日程変更、会場変更、開催中止等となる場合がありますので、事前に各地域産業保健センターへお問い合わせください（各地域産業保健センターの所在地等は本誌の裏表紙をご覧ください）。

なお、下記に掲載されていない地域産業保健センターでも健康相談を実施していますので、詳細は各地域産業保健センターへお問い合わせください。

記

● 札幌東地域産業保健センター（Tel 011-373-6466 Fax 011-373-6295）

月 日	時 間	会 場	備 考
10月6日(木)	14:00～16:00	北広島医師会（北広島市）	
10月13日(木)	18:00～20:00	野幌公民館（江別市）	
10月20日(木)	13:00～15:00	恵庭商工会議所（恵庭市）	
10月27日(木)	14:00～16:00	石狩南病院（石狩市）	
11月2日(水)	14:00～16:00	北広島医師会（北広島市）	
11月10日(木)	18:00～20:00	野幌公民館（江別市）	
11月17日(木)	13:00～15:00	恵庭商工会議所（恵庭市）	
11月24日(木)	14:00～16:00	石狩病院（石狩市）	
12月1日(木)	10:00～12:00	北広島医師会（北広島市）	
12月8日(木)	18:00～20:00	野幌公民館（江別市）	
12月15日(木)	13:00～15:00	恵庭商工会議所（恵庭市）	
12月22日(木)	14:00～16:00	石狩病院（石狩市）	

● 岩見沢地域産業保健センター（Tel 0126-20-2211 Fax 0126-20-2211）

月 日	時 間	会 場	備 考
10月12日(水)	14:00～17:00	空知南部医師会（栗山町）	
10月20日(木)	14:00～17:00	夕張市医師会（夕張市）	
10月27日(木)	14:00～17:00	岩見沢市医師会（岩見沢市）	
11月9日(水)	14:00～17:00	岩見沢市医師会（岩見沢市）	
11月17日(木)	14:00～17:00	美唄市保健センター（美唄市）	
11月24日(木)	14:00～17:00	岩見沢市医師会（岩見沢市）	
12月8日(木)	14:00～17:00	三笠市ふれあい健康センター（三笠市）	
12月14日(水)	14:00～17:00	岩見沢市医師会（岩見沢市）	
12月21日(水)	14:00～17:00	岩見沢市医師会（岩見沢市）	

● 旭川地域産業保健センター (Tel 0166-23-6007 Fax 0166-23-6007)

月 日	時 間	会 場	備 考
10月6日(木)	13:30～15:30	旭川市医師会館(旭川市)	
10月13日(木)	13:30～15:30 18:30～20:30	旭川市医師会館(旭川市)	
10月20日(木)	13:30～15:30	旭川市医師会館(旭川市)	
10月27日(木)	13:30～15:30	富良野医師会(富良野市)	
11月2日(水)	13:30～15:30	旭川市医師会館(旭川市)	
11月10日(木)	13:30～15:30 18:30～20:30	旭川市医師会館(旭川市)	
11月17日(木)	13:30～15:30	旭川市医師会館(旭川市)	
11月24日(木)	13:30～15:30	上川郡中央医師会	
12月1日(木)	13:30～15:30	旭川市医師会館(旭川市)	
12月8日(木)	13:30～15:30 18:30～20:30	旭川市医師会館(旭川市)	
12月15日(木)	13:30～15:30	旭川市医師会館(旭川市)	
12月22日(木)	13:30～15:30	富良野医師会(富良野市)	

● 帯広地域産業保健センター (Tel 0155-26-9000 Fax 0155-26-9000)

月 日	時 間	会 場	備 考
10月4日(火)	13:30～15:00	みやざわ循環器・内科クリニック(鹿追町)	
10月5日(水)	13:30～15:00	帯広市医師会(帯広市)	
10月12日(水)	13:30～15:00	帯広市医師会(帯広市)	
10月14日(金)	13:30～15:00	蒼生くりばやし医院(池田町)	
10月19日(水)	13:30～15:00	帯広市医師会館(帯広市)	
10月25日(火)	13:30～15:00	翠羅館新得診療所(新得町)	
10月27日(木)	13:30～15:00	帯広市医師会館(帯広市)	
10月28日(金)	13:30～15:00	帯広市医師会館(帯広市)	
11月1日(火)	13:30～15:00	陸別町国民健康保険診療所(陸別町)	
11月4日(金)	13:30～15:00	田中医院(音更町)	
11月10日(木)	13:30～15:00	帯広市医師会館(帯広市)	
11月17日(木)	13:30～15:00	だい内科医院(清水町)	
11月24日(木)	13:30～15:00	帯広市医師会館(帯広市)	
11月28日(月)	13:30～15:00	帯広市医師会館(帯広市)	
11月30日(水)	13:30～15:00	帯広市医師会館(帯広市)	
12月1日(木)	13:30～15:30	帯広市医師会館(帯広市)	
12月8日(木)	13:30～15:30	本別町国民健康保険病院(本別町)	
12月12日(月)	13:30～15:30	帯広市医師会館(帯広市)	
12月16日(金)	13:30～15:30	三意会我妻病院(足寄町)	
12月22日(木)	13:30～15:30	帯広市医師会館(帯広市)	

● 滝川地域産業保健センター (Tel 0125-23-5887 Fax 0125-23-5887)

月 日	時 間	会 場	備 考
10月6日(木)	14:00～17:00	芦別市医師会(芦別市)	
10月12日(水)	14:00～17:00	滝川市医師会館(滝川市)	
10月20日(木)	14:00～17:00	空知医師会(砂川市)	
11月10日(木)	14:00～17:00	赤平市役所(赤平市)	
11月17日(木)	14:00～17:00	深川医師会館(深川市)	
11月20日(日)	14:00～17:00	滝川市医師会館(滝川市)	
12月1日(木)	14:00～17:00	芦別市医師会(芦別市)	
12月15日(木)	14:00～17:00	深川医師会館(深川市)	

● 室蘭地域産業保健センター (Tel 0143-45-4393 Fax 0143-45-2292)

月 日	時 間	会 場	備 考
10月6日(木)	14:00～16:00	室蘭・登別保健センター(室蘭市)	
10月13日(木)	14:00～16:00 18:30～20:30	室蘭・登別保健センター(室蘭市)	
10月27日(木)	18:30～20:30	室蘭・登別保健センター(室蘭市)	

● 室蘭地域産業保健センター (Tel 0143-45-4393 Fax 0143-45-2292)

月 日	時 間	会 場	備 考
11月10日(木)	14:00～16:00 18:30～20:30	室蘭・登別保健センター(室蘭市)	
11月17日(木)	14:00～16:00	守谷内科医院(伊達市)	
12月1日(木)	14:00～16:00 18:30～20:30	室蘭・登別保健センター(室蘭市)	
12月8日(木)	14:00～16:00 18:30～20:30	室蘭・登別保健センター(室蘭市)	

● 苫小牧地域産業保健センター (Tel 0144-37-3211 Fax 0144-37-3211)

月 日	時 間	会 場	備 考
10月6日(木)	13:00～15:00	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	
10月13日(木)	13:00～15:00	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	
10月19日(水)	13:30～15:30	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	メンタルヘルス相談
10月20日(木)	13:00～15:00	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	
10月21日(金)	17:10～19:10	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	
10月27日(木)	13:00～15:00	千歳市総合(保健)センター(千歳市)	
11月10日(木)	13:00～15:00	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	
11月16日(水)	13:30～15:30	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	メンタルヘルス相談
11月17日(木)	13:00～15:00	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	
11月18日(金)	17:10～19:10	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	
11月24日(木)	13:00～15:00	千歳市総合(保健)センター(千歳市)	
12月1日(木)	13:00～15:00	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	
12月8日(木)	13:00～15:00	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	
12月15日(木)	13:00～15:00	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	
12月21日(水)	13:30～15:30	苫小牧市医師会館(苫小牧市)	メンタルヘルス相談
12月22日(木)	13:30～15:30	千歳市総合(保健)センター(千歳市)	

● 稚内地域産業保健センター (Tel 0162-24-1699 Fax 0162-24-4773)

月 日	時 間	会 場	備 考
10月5日(水)	15:00～17:00	稚内市保健福祉センター(稚内市)	
10月12日(水)	15:00～17:00	稚内市保健福祉センター(稚内市)	
10月19日(水)	15:00～17:00	稚内市保健福祉センター(稚内市)	
10月26日(水)	15:00～17:00	稚内市保健福祉センター(稚内市)	
11月2日(水)	15:00～17:00	稚内市保健福祉センター(稚内市)	
11月9日(水)	15:00～17:00	稚内市保健福祉センター(稚内市)	
11月16日(水)	15:00～17:00	稚内市保健福祉センター(稚内市)	
11月30日(水)	15:00～17:00	稚内市保健福祉センター(稚内市)	
12月7日(水)	15:00～17:00	稚内市保健福祉センター(稚内市)	
12月14日(水)	15:00～17:00	稚内市保健福祉センター(稚内市)	
12月21日(水)	15:00～17:00	稚内市保健福祉センター(稚内市)	

● 日高地域産業保健センター (Tel 0146-22-8100 Fax 0146-22-8100)

月 日	時 間	会 場	備 考
10月6日(木)	14:00～16:00	富川公会堂(門別町)	
10月13日(木)	14:00～16:00	静内町総合ケアセンター(静内町)	
10月20日(木)	14:00～16:00	日高建設会館(浦河町)	
10月27日(木)	14:00～16:00	東様似生活館(様似町)	
11月2日(水)	14:00～16:00	富川公会堂(門別町)	
11月10日(木)	14:00～16:00	静内町総合ケアセンター(静内町)	
11月17日(木)	14:00～16:00	日高建設会館(浦河町)	
11月24日(木)	14:00～16:00	東様似生活館(様似町)	
12月1日(木)	14:00～16:00	富川公会堂(門別町)	
12月8日(木)	14:00～16:00	静内町総合ケアセンター(静内町)	
12月15日(木)	14:00～16:00	日高建設会館(浦河町)	
12月22日(木)	14:00～16:00	東様似生活館(様似町)	

●事業主の皆様へ●

このご案内を「産業医」「保健師・看護師」「衛生管理者・推進者」「労務・安全衛生担当者」等へお知らせ願います。

研修会・講習会・セミナーのご案内

北海道産業保健推進センターは、働く人の健康を守るため、「産業医」「事業主」「産業保健師・看護師」「衛生管理者・推進者」「労務・安全衛生担当者」等の産業保健関係者を支援し、「研修会・講習会・セミナーの開催」「電話・窓口での相談対応」「情報誌や各種資料の発行」「調査研究活動」「助成金の給付」等の産業保健活動を行っています。

特に、「研修会・講習会・セミナー」では、メンタルヘルス対策・過重労働対策等を始めとする産業保健活動における重点課題を幅広く取り上げております。

今後の研修会等の予定は、以下のとおりですので、ぜひご参加ください。

申し込み方法

- ① 受講料は「無料」です。
- ② 「研修会等受講申込書」を記入し、ファックス又は郵送で申し込んでください。
- ③ 受け付けた方へは、後日「受講票」をファックスでお送りします。ファックス以外を希望される方は申込書の「備考」欄に希望事項を記入してください。
- ④ 締め切りは開催日の10日前ですが、締め切り前でも定員に達した場合はお断りすることがあります。また、締め切りを過ぎても定員に空きがある場合は受講できることがありますので、詳細は当センターへお問い合わせください。
- ⑤ 都合により開催中止、日程変更、会場変更、講師変更となる場合がありますので、ご了承ください。

申し込み先

北海道産業保健推進センター

〒060-0807 札幌市北区北7条西1丁目 NSS・ニューステージ札幌(11階)

TEL(011)726-7701 FAX(011)726-7702

E-mail:sanpo01@mtg.biglobe.ne.jp

《10月～12月の予定》

●「事業主」「衛生管理者・推進者」「労務・安全衛生担当者」等を対象とする研修会（どなたでも受講できます）

研修番号	開催月日	時 間	研 修 名	研修内容及び講師	定員	会 場
衛15	10月17日(月)	午後6時～8時	コミュニケーション論① ーNLP(神経言語プログラミング)的ライフ コーチングについてー (3回シリーズの1回目)	「部下の行動が理解出来ない。上司との 会話が成立しない。」等の職場の人間関 係やコミュニケーションに関する悩みが増え ています。職場における適切な人間関係 やコミュニケーションの維持を図るため、コ ミュニケーション論について研修を行います。 第1回目は、目標を明確化し、自分にとって 望ましい状態に近づくテクニックを身につ ける方法を学びます。 講師:ゆうカウンセリングオフィス 心理カウンセラー 神田 裕子	50	札幌市 当センター会議室
衛16	11月9日(水)	午後6時～8時	コミュニケーション論② ーコミュニケーション の達人になる方法に ついてー (3回シリーズの2回目)	NLP、アサーション、カウンセリング、コーチ ング等の各分野からコミュニケーションを検証 します。育成とは何か、今ある職場環境の 中でどう自己実現していくのかを学びます。 講師:ゆうカウンセリングオフィス 心理カウンセラー 神田 裕子	50	札幌市 当センター会議室
衛23	11月18日(金) (申込先注意)	午後1時30分～ 4時35分	健康情報のプライ バシー管理 ー個人情報保護法 をめぐってー	健康管理と個人情報保護法の関係を 理解していただくために、個人情報保 護法に関する基礎的事項(健康情報の 管理等)について研修を行います。 講師:北海道労働保健管理協会 参与・医療本部長 清田 典宏	100	室蘭市 蓬峽殿

衛20	11月25日(金) (申込先注意)	午後1時30分～ 3時	作業環境管理 ー保護具の選定、保 守等についてー	防じんマスクや防毒マスクの特徴を理解していただくために、保護具の選定、使用方法、保守管理方法等について講義及び実習を行います。 講師:中央労働災害防止協会 技術専門役 澤田 厚史	40	函館市 サン・リフレ函館
衛18	11月29日(火)	午後6時～8時	コミュニケーション論③ ービジネス感性トレーニングについてー (3回シリーズの3回目)	現代社会で求められているのが「問題に気づく力」。感覚の鋭敏性を養いながら、ビジネスの感性を高める訓練をします。また、気づいたことを実行に移す行動力、感情表現のあり方などをどう組織・集団で活かしていくのかを学びます。 講師:ゆうカウンセリングオフィス 心理カウンセラー 神田 裕子	50	札幌市 当センター会議室
衛19	12月6日(火)	午後3時～5時	作業環境管理 ー石綿による健康障 害の予防について (石綿障害予防規則 の概要)ー	石綿(アスベスト)を吸入すると、石綿肺(じん肺の一種)、肺がん、胸膜・腹膜の中皮腫(がんの一種)等の重大な健康障害が発生するおそれがあります。石綿による健康障害の防止対策等について研修を行います。 講師:中央労働災害防止協会 技術専門役 澤田 厚史	50	札幌市 当センター会議室

※衛生管理者等を対象とする研修会は、北海道衛生管理者協議会、札幌地区衛生管理者協議会、各地区衛生管理者協議会等との共催です。
 ※11月18日(衛23)の研修会の申し込み先は、「室蘭労働基準協会(TEL0143-43-1975、FAX0143-43-1975)」となりますので、直接室蘭労働基準協会へお問い合わせください。
 ※11月25日(衛20)の研修会の申し込み先は、「函館地区衛生管理協会(TEL0138-44-0500、FAX0138-41-0550)」となりますので、直接函館地区衛生管理協会へお問い合わせください。

●「保健師・看護師」「衛生管理者」等を対象とする研修会(どなたでも受講できます)

研修番号	開催月日	時 間	研 修 名	研修内容及び講師	定員	会 場
看 7	10月5日(水)	午後3時～5時	作業環境基礎研修 ー産業看護職のた めの職場巡視のポ イントー	職場の環境管理を適正に行うためには、職場巡視等によって職場の現状を正確に把握しなければなりません。保健師・看護師・衛生管理者等を対象に、職場巡視等を的確に行うため職場巡視の意義や職場巡視のチェックポイントについて研修を行います。 講師:中央労働災害防止協会 技術専門役 澤田 厚史	50	札幌市 当センター会議室
看 5	11月18日(金)	午後6時～8時	産業看護職と健康 管理 ー働く女性の母性 健康管理についてー	保健師・看護師・衛生管理者等を対象に、働く女性の母性健康管理の観点から、勤労女性の母性保護関連法令のあらまし、母性健康管理指導事項連絡カードの活用等について研修を行います。 講師:旭川がん検診センター 主任医長 山崎 知文	50	札幌市 当センター会議室
看 3	12月2日(金)	午後3時～5時	作業環境基礎研修 ー振動障害の最近 の動向についてー	毎年数百件の振動障害が新規に認定されており、健康確保対策上の大きな課題となっています。保健師・看護師・衛生管理者等を対象に、振動障害の発生状況の推移、振動測定の評価方法の内外の動向、低振動工具の開発等について研修を行います。 講師:中央労働災害防止協会 技術専門役 池田 和博	50	札幌市 当センター会議室

※10月5日(看7)、11月18日(看5)、12月2日(看3)の研修会は、「日本産業衛生学会産業看護部会認定研修(産業看護職研修)」となりますので、認定単位を取得する方は「産業看護職継続教育手帳」を忘れずにご持参ください。

●「保健師・看護師」を対象とする研修会

研修番号	開催月日	時 間	研 修 名	研修内容及び講師	定員	会 場
看11	12月8日(木)	午後6時～8時	メンタルヘルス事例 研究会④	保健師・看護師を対象に、職場におけるメンタルヘルス事例の具体的な研究協議を行います。 講師:北海道医療大学 教授 中野 倫仁(他)	30	札幌市 当センター会議室

●「医師（産業医）」を対象とする研修会

研修番号	開催月日	時 間	研 修 名	研修内容及び講師	定員	会場（単位）
医21	10月1日（土）	午後2時～7時	メンタルヘルス対策 研修 ー職場におけるうつ 病の診断と治療の 実際についてー	医師（産業医）を対象に、職場における うつ病対策等に関する理解を深めるため、 うつ病治療の模擬体験やグループ討 議等を行います。 なお、本研修は、6月11日（土）に当セン ターで開催された研修と同じ内容です ので、対象は前回受講されていない方 となります（前回受講された方は、今回 受講できません）。 講師：札幌医科大学 教授 齋藤 利和（他）	30	札幌市 当センター会議室 （専門1単位、実地 4単位）
医 5	10月5日（水）	午後6時～8時	産業医スタートアップ 研修⑤（産業医基礎 研修） ー労災2次健康診断 についてー	医師（産業医）を目指している方、産業 医としての経験の浅い方等）を対象に、 労災2次健康診断に関する講義・グル ープ討議等を行います。 講師：北海道労働保健管理協会 参与・医療本部長 清田 典宏	40	札幌市 当センター会議室 （専門1単位、実地 1単位）
医14	10月12日（水）	午後6時～8時	労災医学研修 ー過重労働と生活 習慣病についてー	医師（産業医）を対象に、過重労働と生 活習慣病の医学的背景及び過重労働 対策の実施について研修を行います。 講師：北海道労働保健管理協会 診療所長 藤原 豊	50	札幌市 当センター会議室 （専門2単位）
医18	11月16日（水）	午後1時30分～ 3時30分	労災医学研修 ーリハビリと職場復 帰ー	医師（産業医）を対象に、労働災害被災 者（脊椎損傷等）のリハビリの状況及び 職場復帰に向けての取組み等に関する 理解を深めるため、リハビリテーション 作業所において作業見学等の実地研 修を行います。 講師：美唄労災病院 副院長 森田 肇（他）	20	美唄市 労災リハビリテーション 北海道作業所 （実地2単位）
医30	11月19日（土）	午後1時30分～ 4時30分	作業環境管理の基 礎研修 ー作業環境測定 の目的と測定事例につ いてー	医師（産業医）を対象に、職場における 作業環境測定を理解するため、作業環 境測定の定義、測定・評価方法、測定 事例、検知管による測定等に関する講義・ 実習等を行います。 講師：北海道労働保健管理協会 環境管理課長 相澤 和幸（他）	40	函館市 サン・リフレ函館 （専門1単位、実地 2単位）

※産業医等を対象とする研修会は、日医認定産業医制度指定研修会の承認申請中です。



研修会・講習会・セミナー等のご案内は、当センターのホームページからご覧いただけます。
またホームページから「研修会等受講申込書」をプリントアウトして、受講申し込みができます。

<http://www1.biz.biglobe.ne.jp/~sanpo01>

研修会等受講申込書

北海道産業保健推進センターあて (FAX011-726-7702)

次のとおり研修会等の受講を申し込みます。

平成 年 月 日

1. 受講する研修会等に関する事項

研修番号	開催月日	研 修 名	備 考
	月 日		
	月 日		
	月 日		

2. 申込者（受講者）に関する事項

該当する項目をご記入ください。□にはチェックを入れてください。

事業場名					
所在地	☐ 職場 ☐ 個人 (〒)				
労働者数	男 名	女 名	計 名	☐ 職場 ☐ 個人 (企業全体は約 名)	
TEL	☐ 職場 ☐ 個人 () -		FAX	☐ 職場 ☐ 個人 () -	
E-mail	☐ 職場 ☐ 個人 @				
所属部署					☐ 産業医 ☐ 医師（産業医以外） ☐ 事業主 ☐ 保健師・看護師 ☐ 衛生管理者・推進者 ☐ 労務・安全衛生担当者 ☐ その他
職 名					
ふりがな 氏 名	(□男 □女)				
所属郡市 医師会	医師会	医籍登録 番 号		産業医 認証番号	

※ 受け付けた方へは、後日「受講票」をファックスでお送りいたします。ファックス以外を希望される方は、申込書の「備考」欄に希望事項をご記入ください。

締め切りは開催日の10日前ですが、先着順で受け付けますので、締め切り前でも定員に達した場合には、お断りすることがあります。また、都合により開催中止、日程変更、会場変更、講師変更となる場合がありますので、ご了承ください。

北海道産業保健推進センター

〒060-0807札幌市北区北7条西1丁目 NSS・ニューステージ札幌（11階）

TEL (011) 726-7701 FAX (011) 726-7702

北の産業保健28号

E-mail:sanpo01@mtg.biglobe.ne.jp

「あっそうだ! 今年の最賃いくらかな?」

北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む）に適用される北海道（地域別）最低賃金が次のとおり改正されます。

最低賃金額 時間額

641 円

効力発生年月日 平成17年10月1日

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
- 最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。
- 特定の産業（「乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」、「舟艇製造・修理業」）で働く労働者には北海道の産業別最低賃金が適用されます。

北海道労働局 労働基準監督署（支署）

編集後記

北海道産業保健推進センター情報誌「北の産業保健」第28号（2005年秋号）をお届けします。

今年の夏は太陽がいつまでも頭の上に居座り、暑さが厳しい夏でした。7月に夏号（第27号）を発行し終えるや否や、突如として石綿（アスベスト）問題が世間を騒がせました。当センターも問い合わせの電話（事務職員が答えるには難しい問合せに冷や汗タラタ

ラ・・・?）やらでにわかに忙しくなり、相談員の先生達のお力をお借りし相談等に対応出来るよう体制を整えて情報提供等を行っています。

これからの季節、北海道は長く厳しい冬を迎えます。日々、世界の出来事がせめて心を暖かくさせるそんな冬の季節であってほしいものです。

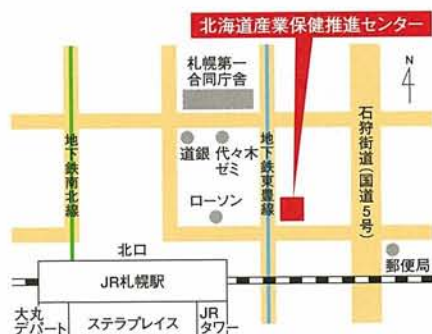
（業務課長）

独立行政法人 労働者健康福祉機構

北海道産業保健推進センター

事業主、衛生管理者、産業医、産業看護職の産業保健活動を支援します。

- 窓口相談・実地相談
(電話、FAX、Eメールでも受付けています。)
- 情報の提供
 - ・ビデオ・図書の貸出し
 - ・情報誌の発行
 - ・産業保健ホームページ公開中
- 研修会の開催、研修の支援
- 調査研究
- 広報・啓発
- 地域産業保健センターへの支援・協力



地域産業保健センター(郡市医師会委託)

50人未満の会社とそこに働くみなさんに産業保健サービスを提供します。

◆産業保健サービスの内容

- 1 健康相談 2 会社の訪問指導など

◆相談などの申込み方法

相談日、時間などは各センターによって異なりますので、
お電話で確認の上、ご相談下さい。

札幌地域産業保健センター

(札幌市医師会内)
札幌市中央区大通西19丁目 ☎(011) 623-6226

札幌東地域産業保健センター

(北広島医師会内)
北広島市北進町1丁目5番地 ☎(011) 373-6466

函館地域産業保健センター

(函館市医師会内)
函館市湯川町3丁目38番45号 ☎(0138) 36-0001

小樽地域産業保健センター

(小樽市医師会内)
小樽市富岡1丁目5番15号 ☎(0134) 22-4111

岩見沢地域産業保健センター

(岩見沢市医師会内)
岩見沢市10条西3丁目1番4号 ☎(0126) 20-2211

旭川地域産業保健センター

(旭川市医師会内)
旭川市金星町1丁目1番50号 ☎(0166) 23-6007

帯広地域産業保健センター

(帯広市医師会内)
帯広市東3条南11丁目2番地 ☎(0155) 26-9000

滝川地域産業保健センター

(滝川市医師会内)
滝川市新町2丁目8番10号 ☎(0125) 23-5887

北見地域産業保健センター

(北見市医師会内)
北見市幸町3丁目1番24号 ☎(0157) 23-2787

室蘭地域産業保健センター

(室蘭市医師会内)
室蘭市東町4丁目20番6号 ☎(0143) 45-4393

苫小牧地域産業保健センター

(苫小牧市医師会内)
苫小牧市旭町2丁目4番20号 ☎(0144) 37-3211

釧路地域産業保健センター

(釧路市医師会内)
釧路市幣舞町4番30号 ☎(0154) 41-3856

名寄地域産業保健センター

(上川北部医師会内)
名寄市西5条北2丁目 ☎(01654) 9-2310

留萌地域産業保健センター

(留萌市医師会内)
留萌市錦町1丁目5番6号 ☎(0164) 49-1300

稚内地域産業保健センター

(宗谷医師会内)
稚内市宝来1丁目1番1号 ☎(0162) 24-1699

日高地域産業保健センター

(日高医師会内)
浦河町東町ちのみ1丁目2-1 ☎(01462) 2-8100

南後志地域産業保健センター

(羊蹄医師会内)
倶知安町北1条東1丁目2 ☎(0136) 22-3108

北の産業保健 No.28

発行日/平成17年9月
編集・発行/独立行政法人
労働者健康福祉機構
北海道産業保健推進センター

〒060-0807 札幌市北区北7条西1丁目
NSS・ニューステージ札幌11階

TEL 011-726-7701(代)
FAX 011-726-7702
ホームページ
<http://www1.biz.biglobe.ne.jp/sanpo01>
E-mail
sanpo01@mtg.biglobe.ne.jp